

産業構造審議会商品取引所分科会
報告書

平成21年2月23日

目 次

はじめに	2
. 商品先物市場を巡る環境変化	3
. 商品先物市場政策に求められる課題	4
1. 商品先物市場の機能	
2. 課題1 事業者等にとって「使いやすい」市場を構築すること	
3. 課題2 「透明な」商品先物市場を構築すること	
4. 課題3 利用者の「トラブルのない」商品先物市場を構築すること	
. 商品先物市場政策の基本的方向性	8
. 具体的な見直し項目	9
1. 「使いやすい」商品先物市場の実現	
2. 「透明な」商品先物市場の実現	
3. 「トラブルのない」商品先物市場の実現	
4. 関係者に求められる役割	
終わりに	32

はじめに

世界経済のダイナミックな構造変化の中で、我が国商品先物市場はかつてない大きな変革の時に直面している。我が国経済における産業のインフラとして機能し、貢献し得る存在へと発展できるか否かの転換点にある。

原油、穀物などの価格が大きく変動する中で、商品価格の透明かつ公正な形成と価格変動リスクへの適切な対応は、我が国経済の競争力強化を図る上で重要な課題となっている。しかしながら、その機能の重要な一翼を担う我が国商品先物取引所の出来高は、過去4年間で半減するなど低迷しており、国際競争力強化は喫緊の課題となっている。世界第二位のGDPを有する我が国にふさわしい商品先物市場の構築が求められている。一方、国内先物取引に関する苦情・相談件数には改善が見られるものの、海外先物取引や店頭先物取引等に関するトラブル事例は急増するなど、早急な対応が必要となっている。

これらの課題に対応するため、昨年来、本分科会及び各種研究会の場において、我が国商品先物市場の競争力強化・プロ市場化、利用者トラブルの解消等に向け広汎な課題を検討し、取りまとめを行ってきた。これら一連の報告書等を踏まえ、現在、取引所、取引員、関係機関、行政が連携し、一体となって現行制度下において可能な限りの取組を進めているところである。しかしながら、上記の大きな変革の流れの中で、このような取組を超えて、更なる制度的対応が求められている。

本分科会は、このような認識の下、本年3月に農林水産大臣及び経済産業大臣から、「内外の環境変化に対応した商品市場に係る制度の在り方いかん。」との諮問がなされたことを受け、上記動向を踏まえつつ、審議を行い、取りまとめを行ったものである。

I . 商品先物市場を巡る環境変化

商品先物市場は、現物市場と表裏一体の関係にある。

原油や穀物などの資源・食料等の価格、ひいてはその生産・流通は、現物及び先物の両面から世界的な構造変化が進行しており、我が国の製造業、農業、運輸業その他の国民経済に深い影響を与えつつある。具体的には次のとおりである。

第一に、商品先物市場のグローバル化、ボーダレス化と金融的要因の拡大である。

情報通信技術の発達や国境を越えた資金移動の急増などを背景に、主要国ごとに取引所が分立し、取引所内でのみ独占的に商品先物取引が行われてきた、従来の構造が大きく変化しつつある。

具体的には、国内外の利用者にとって、国境を越えた商品先物市場へのアクセスが容易化し、より使い勝手のよい取引所に取引が集中する傾向が生じている。取引所外では、原油などの店頭商品先物市場¹が急速に発達しており、現物取引との区別が曖昧なものも存在する。

さらに、商品先物が資産運用手段として選好される傾向が強まっており、年金基金やインデックスファンド²の市場参加が進むなど、伝統的な参加者構造が変化しつつある。

第二に、資源・食料等の需給構造の変化及び商品価格の変動率の増大である。

中国やインド等の経済発展にはめざましいものがあり、中期的にもこのような傾向は継続することが見込まれる。これに伴い、原油や穀物などの資源・食料等への需要の増大が予想される一方で、供給構造の変化は追いついていないことから、商品先物市場の構造変化とも相まって、価格変動率が著しく拡大している。WTI原油価格は本年年頭には1バレル100ドル近辺であったものが7月には147ドルまで上昇し、その後、近時においては40～50ドル前後で推移していることや、CBOT大豆価格は本年年頭には1ブッシェル13ドル近辺であったものが7月には16.6ドルまで上昇し、その後、近時においては8ドル前後まで下落していることは、その一つの証左である。

第三に、世界的な取引所間競争の激化と国内取引所の流動性の低下である。

世界的には、アジアを中心として、取引量は増加しており、世界全体として過去5

1 取引所外で商品について先物取引又は先物取引類似取引が行われる場。

2 平均株価、株価指数、商品指数等に連動して運用成績があがるように設計された投資信託等。

年間で約4倍の増加を見せている。そのような中で、取引所間の競争が激化しており、国境を越えた取引所間の合従連衡も活発に行われている。

他方、我が国取引所においては、個人委託者の取引参加が減少する一方で、取引所の利用者である事業者（当業者³）や金融機関の参加は進んでいない。国内取引所は総じて、流動性が低下している。

Ⅱ．商品先物市場政策に求められる課題

1．商品先物市場の機能

商品先物市場は、公正な商品価格の形成機能⁴、商品価格のヘッジ機能⁵、資産運用機能⁶、その他現物受渡し・在庫調整機能⁷等を有する産業インフラとしての機能を有している。

商品先物市場の機能が有効に活用されることが、我が国経済の安定的発展を可能とし、また、付加価値の創出活動へ事業資源を集中させるために必要不可欠である。

商品先物市場が存在しなければ、商品価格は生産国、生産者と需要者との個別の関係によって決定され、需要と供給に基づく合理的な価格形成は行われ難い。基本的な資源等を輸入に依存する経済構造である我が国にとっては、かつて事実上は、一部の産油国間において決定されていた原油価格が、原油先物市場の開設によって、価格形成メカニズム、ひいては生産・流通の在り方が変化したことが想起される。

また、商品先物市場が存在せず、又は、合理性のない先物価格が形成される場合には、事業者は仕入や販売価格を適切に固定（ヘッジ）することができず、収益の先行きが不透明な事業展開を強いられることとなる。

さらに、商品先物取引の現物受渡し機能によって、レアメタルなど供給が不安定な商品を確実に入手でき、また、取引所を自社の倉庫代わりに使用できることも事業活動上重要である。

3 上場商品の売買、売買の仲介、取次ぎ、生産加工などを業としている関係者の総称。

4 先物市場に出された注文は、明確に定められた規則に基づいて約定され、成立した約定価格は直ちに公表されるため、透明性の高い公正な価格形成が行われる。

5 先物価格が現物価格とほぼ同様の動きをする性質を利用して、現物価格の変動リスクを先物価格の値動きによって相殺することができる。

6 少額の証拠金を差し入れることにより多額の取引を行うことができる。

7 予め定める将来の一定時期に現物を受け渡すことから在庫調整等が可能。

このような産業インフラとしての商品先物市場は、世界有数の規模の経済活動が行われている我が国にとって、海外のみではなく、我が国に所在し、活発な取引が行われることが重要である。なぜならば、日々の経済活動において時差や通貨単位、現物受渡し等の便宜があること、また、何よりも、我が国経済の動向をより反映した価格形成が行われることが、国際競争上も有利な経済活動につながることを期待されるからである。

商品先物市場がその機能を十全に発揮するにあたって、解決しなければならない課題は、制度面を含め、概ね次の3項目に集約できる。

第一に、事業者にとって「使いやすい」市場を構築することであり、第二に、商品先物市場の透明性を向上させることであり、第三に、商品先物市場の利用者の「トラブルのない」商品先物市場を実現することである。

具体的には次のとおりである。

なお、商品先物市場の機能の発揮を検討するにあたっては、商品先物市場が、制度の面で、商品取引所法と海外先物法（「海外商品市場における商品先物取引の受託等に関する法律」。以下同じ。）で二分される構造となっており、諸外国と比べると異例な制度となっていることにも注意が必要である。

これを、あえて単純化すれば、商品取引所法は、国内取引所の管理及び取引所への仲介業務の規制等を主眼とし、海外先物法は海外商品取引所への仲介業務の規制を主眼としている。取引所外の店頭商品先物市場の大部分は法の視野に入っておらず、また、国内市場と海外市場との関連も視野に入っていない。この結果、様々な歪みが生じていることは後述するとおりである。

2. **課題1** 事業者等にとって「使いやすい」市場を構築すること。

資源・食料等の価格の変動率が拡大する中、商品先物市場のヘッジ機能は、我が国事業者が資源・食料等の価格変動による収益のブレを回避し、経営を安定化するために大きな役割を果たすことができるものと考えられる。

かつて我が国には、仕入価格の「後決め（事後調整）」⁸と呼ばれる納品後の当事者間の交渉により納入価格を決定する商慣行や商品価格の相対的安定によってヘッジの必要性が乏しい時代もあった。

⁸ 取引価格が契約期間に入った後や契約期間終了後に決定される商慣行のこと。

しかしながら、競争環境の変化や会計制度の変革⁹等もあり、そのような商慣行は過去のものとなりつつあり、一方で、I. で述べたような構造変化に直面している現在、もはやヘッジなしの安定的な事業活動は困難である。現に石油製品については、卸値を市況に連動させる事業形態が拡大している。

一方で、我が国取引所の出来高は過去4年間で半減している。また、店頭商品先物取引の取引規模は我が国の経済規模を勘案すると、諸外国よりも相当に小さいものと見られる。我が国の商品先物市場が、現状では事業者の期待に応えるに至っていないことの反映であると判断される。

さらに、その結果、我が国企業がリスクに果敢に挑戦することが難しくなり、結果として、我が国経済全体の停滞にもつながりかねないとの指摘も存在する。

このため、何よりも、中小企業を始めとする事業者が積極的に利用できる、利便性の高い商品先物市場を実現することが求められており、市場へのアクセス面及び市場自体の利便性の両面からの対応が必要である。価格ヘッジや現物受渡し等の機能が、事業者の経営の安定、我が国の産業競争力の強化に寄与することが期待される。

もちろん、金融機関などの流動性供給者¹⁰も、商品先物市場における公正な価格形成と取引の拡大のために欠かせない。流動性供給者にとって、円滑な資産運用が行い得るための環境整備も重要である。

このように、事業者、金融機関などの商品先物市場の中核となるべき参加者が自らの判断で積極的に利用できる「プロ市場化」を実現することによって、取引所の流動性も上昇し、取引所の機能のより円滑な発揮が可能となるという好循環が生まれることが強く期待される。

3. 課題2 「透明な」商品先物市場を構築すること。

商品先物市場において形成される資源・食料等の先物価格は、現物の取引価格に強い影響を与える。このため、商品の需給見通し等に一時的な偏りが生じ、それに伴う資金移動と相まって、価格が大きく変動する場合には、実体経済の攪乱要因と

9 四半期決算、四半期開示の普及、義務化等。

10 市場に流動性を供給する金融機関、ファンド等の市場参加者。

なり、広く国民経済に多大な影響を与えるおそれ大きい。

このような金融商品市場とは異なる商品先物市場の特性に着目して、従来から取引所では建玉制限¹¹や値幅制限¹²等の市場管理が行われ、また、不公正取引に対する監視も行われているところである。

他方、I. で述べたような商品先物市場を巡る環境変化に伴い、先物価格の変動率は拡大する一方で、取引のグローバル化、ボーダレス化が進行している。店頭商品先物取引もその形態によっては価格形成への一定程度の影響を持ち得る。

このため、本年7月の洞爺湖サミットにおいては、商品先物市場の透明性向上の必要性について合意されたところであるが、現行制度では、必ずしも、店頭市場や海外市場を十分に視野においたものとはなっていないことにも留意しつつ、我が国としても対応に万全を期す必要がある。

4. **課題3** 利用者の「トラブルのない」商品先物市場を構築すること。

かつて、国内取引所における商品先物取引には、個人が、不当な勧誘により非自発的に取引に参加して、多額の損失を被る事例が多く存在した。その後、法制度・法執行の厳格化及び関係者の努力により、国民生活センター等に寄せられる個人からの苦情・相談件数は過去5年で約8割減少しているなど一定の改善が見られる。

他方、規制が国内商品先物取引と比較して弱い部分、例えば、いわゆる「ロコ・ロンドンまがい取引¹³」に代表される海外商品先物取引や店頭商品先物取引において

11 市場参加者が保有できるポジション（未決済残玉、「建玉」ともいう）を一定数量以下に制限する市場ルールのこと。

12 相場の急激な変動を防ぐため、1営業日のうちの値動きについて、前日の終値から一定の範囲（値幅）を上回る又は下回る値段で取引させない市場ルールのこと。

13 ロコ・ロンドン取引とは、金融機関などの事業者間で行われているロンドン渡しの金現物取引を指す。一方、「ロコ・ロンドンまがい取引」とは、狭義には、ロコ・ロンドン取引への取次ぎと称して一般投資家を勧誘するものの、実際には取次ぎ等を行わず、差金決済で行う金取引をいう。広義では、ロコ・ロンドン取引への取次ぎ等を標榜するか否かに関わらず、単に一般投資家を勧誘し、証拠金を差し入れて商品の売買を差金決済で行う取引所外の取引一般を指すことが多い。

は、個人からの苦情・相談件数が過去2年で2.5倍となるなど急増している実態がある。

中小企業と金融機関による店頭商品先物取引についてもトラブル事例が存在する。

商品先物市場を個人が利用することについては、資産運用という観点から、自発的な利用は否定されるべきものでない。他方、利用者トラブルは撲滅される必要がある。利用者トラブルのない商品先物市場に対しては、信頼感・イメージの上昇も期待される。

これまで、既存の法を活用して行政処分等を行ってきているところであるが、「トラブルのない」商品先物市場の実現に向け、制度面を含め一層の対応が求められる。

Ⅲ．商品先物市場政策の基本的方向性

Ⅱ．で記述した各課題については、取引所、業界を含む関係者及び当局等においても一定の取組が行われてきている。

例えば、「使いやすい」商品先物市場を構築する観点からは、当局において「工業品先物市場の競争力強化に関する研究会」及び「農産物商品市場の機能強化に関する研究会」が開催され、それぞれ平成19年5月及び平成20年5月に報告書が取りまとめられた。これを受けて、東京工業品取引所は、既に株式会社化（平成20年12月1日）を実現し、世界最高水準のシステム導入（平成21年5月開始予定）及びそれに合わせた取引時間の延長を決定するなど競争力強化に向けた取組を進めている。また、東京穀物商品取引所は、株式会社化や東京工業品取引所とのシステム統合の方向性を示したところである。

商品取引員から構成される業界団体である日本商品先物振興協会においては、平成20年11月より、当業者の業界団体や中小企業金融機関等の参加を得て「中小事業者等の商品市場利用に関する研究会」を開催するなど、当業者の利用促進のための課題の検討に着手している。

また、「透明な」商品先物市場を構築する観点からは、経済産業省において、「市場分析監視室」が設置され（平成20年9月）、取引所においても、大口建玉報告の運用の強化が行われつつある。さらに、農林水産省、経済産業省と米国商品先物取引委員会（CFTC）との間では、今後の市場監視等の協力体制の在り方に関する枠組み合意が締結され（平成20年10月）、今後の情報交換協定の締結も視野に入れられ

ている。

最後に、「トラブルのない」商品先物市場を実現する観点からは、消費者や弁護士等の団体の取組が引き続き行われているほか、自主規制団体である日本商品先物取引協会においては、受託等業務、広告、会員の企業情報の開示等に関する自主規制規則の制定、苦情・相談への対応、あっせん・調停による紛争解決など多様な取組が行われている。さらに、日本商品先物振興協会においても「適正勧誘推進キャンペーン」の実施や各種の普及啓発活動が行われている。近年、国内商品先物取引に係る苦情・相談件数が減少していることは、前述したとおりである。

このように関係者それぞれにおいて様々な取組がなされてきているが、これらの課題に対しては、現行制度の枠組みの内だけで十分な対応を行うことは困難であることも事実である。このため、現行の国内と海外が分断され、店頭商品先物取引のごく一部のみが視野に入った制度を前提とするのではなく、制度自体の改善に取り組む必要もあるものと考えられる。

まずは、現行の国内と海外で分断された法体系は世界的潮流に適合していないと考えられることを踏まえ、国内、海外、店頭商品先物取引を横断的に、継ぎ目なく規制する法体系を構築することが欠かせないものと考えられる。

その上で、上記課題への制度的対応策を講じることによって、「使いやすい」「透明な」「トラブルのない」商品先物市場の実現を期待することができるものと考えられる。

Ⅳ．具体的な見直し項目

「使いやすい」「透明な」「トラブルのない」商品先物市場の実現に当たっては、次の項目について、関係法における対応を検討する必要がある。

1. 「使いやすい」商品先物市場の実現

1 - (1) 店頭商品先物取引等に関する規制の整備

現行法上の基本的考え方

現行商品取引所法においては、標準化された商品について、多数の市場参

加者間の取引を商品取引所にのみ集中させ、かつ、商品取引所が市場管理を行うことによって、公正な商品価格の形成を行うという考え方が採用されており、取引所に類似した施設の開設や店頭商品先物取引については消極的な姿勢が採られている。

この結果、店頭商品先物取引や海外商品先物取引については、国内の取引所相場を利用した当業者を相手方とする店頭商品先物取引など、法の明示的な対象となっている一部類型を除けば、法律上の位置づけが不明確であり、場合によっては、刑法上の賭博罪等の構成要件を満たし得るのではないかとの指摘もある。

近年の事情変化

I. で述べたような事業者のヘッジニーズが増大している環境の下で、中小企業を始めとする事業者にとっては、オーダーメイドな店頭商品先物取引の方が自らの事業形態により適合した取引を行い得る可能性がある。現に製造業者、地域バス会社やクリーニング事業者など多様な事業者による利用も見られるところである。

また、昨今、金融商品におけるいわゆる「FX取引¹⁴」と類似した、一般投資家向けの商品相場を利用した差金授受取引が増加しているが、適正な規制が確保されれば、資産運用の観点から一定の意義を有し得ることは否定できない。

海外商品先物取引についても、品ぞろえが豊富なことや通貨、取引時間等が異なる商品先物取引を行うことによるリスク管理上の意義は大きく、取引参加者が実際にポジションを内外の取引所に持つ例も著しく増加している。

今後の対応に関する基本的考え方

以上のように、店頭商品先物取引、海外商品先物取引は、それぞれ適正な規制の下では、事業者のヘッジニーズや資産運用等に活用され得るものであ

14 いわゆる外国為替証拠金取引のこと。証拠金を差し入れて外国通貨の為替相場に基づいて差金の授受を行う取引。

り、経済的意義を持つものと評価することが可能である。

また、取引所における取引との関係についても、店頭商品先物取引のカバー取引¹⁵が取引所で行われる可能性が高いことを踏まえると、取引所取引と相互補完関係になり得る側面があることも事実である。

したがって、店頭商品先物取引や海外商品先物取引を商品取引所法において適正に位置付け、横断的かつ整合的な規制体系を整備することが適切であると考えられる。

ただし、商品の先物取引については、原資産の受渡可能供給量が有限であることから、価格形成の歪みが生じやすく、また、そのような歪みが生じた場合には、当該商品の生産・流通を始めとする国民経済に与える影響が大きいという特徴がある。このため、価格形成が公正かつ効率的に行われることを確保するような制度設計が行われる必要がある。

具体的には、商品先物取引が、組織的に行われ、その結果、当該商品について、指標性を有する価格が形成される場については、引き続き、取引所としての市場管理（建玉制限、緊急権等）が確保される等の措置が講じられる必要があるものと考えられる。

また、農産品については一般的に価格弾力性が低いため、取引所外の農産品先物取引の在り方には慎重な取扱いが必要となる場合があり得る。

規制の枠組み

3. で詳述するとおり、中小企業などの事業者や一般投資家が安心して店頭商品先物取引や海外商品先物取引を利用できるための環境整備を行うことが適切である。

1 - (2) 規制の柔構造化（「プロ・アマ」規制の導入）

15 業者が顧客との取引により発生し得る損失を減少させるために、取引所や他の業者（カバー取引先）を相手方として行う取引。

商品先物取引に関する知識、経験、財産を有すると見られる取引参加者(いわゆる「プロ」)については、現行規制のうち過剰となっている行為規制を緩和し、商品先物市場の利用を円滑化する一方で、アマについては、十全な委託者保護を行うことにより、規制の柔構造化を行うことが望ましい。(3.で詳述)

1 - (3) 証拠金制度の柔軟化

取引に必要な証拠金¹⁶については、現行法上は、現金又は有価証券を実際に清算機関¹⁷等に預託することが求められている。他方、取引規模が大きい事業者や現金に乏しい中小事業者にとっては、必要な現金又は有価証券を実際に用意することは必ずしも容易ではない。

このため、取引所を利用する事業者の負担を軽減し、ヘッジを容易に行い得る環境整備を行う観点から、原則として、現金・有価証券のみならず、銀行保証での代用を認めることが適当である。

1 - (4) 商品先物取引仲介業の導入

一般事業者にとって商品取引員の仲介なしに商品先物市場を利用することは、通常、困難であるが、近年の法規制の厳格化や国内商品先物取引高の減少もあり、商品取引員の選別が進んだ結果、事業者数、外務員数は減少する傾向にある。この結果、商品先物市場を利用してヘッジ等を行うことを意図する事業者等が円滑に商品先物市場を利用できない可能性が生じている。

このため、事業者等が商品先物市場へ容易にアクセスすることを可能とする観点から「商品先物取引仲介業」を導入することが適切である。

16 先物取引に係る取引の担保のこと。

17 商品取引債務引受業(商品取引にかかるクリアリング業務)を営むことについて主務大臣の許可又は承認を受けた者をいう。

具体的には、商品先物取引仲介業者は、商品取引員からの委託を受けて、国内、海外及び店頭商品先物取引に関する媒介行為のみを行うものとするのが適当である。また、業務にふさわしい資質を有する者のみが営業を行い得ることを確保するため参入規制（登録制）を設け、これに商品取引員と同様の行為規制を課すことが必要である。あわせて、商品先物取引仲介業者の外務員についても、商品取引員の外務員と同様の規制を設けることが適当である。

さらに、顧客被害に対しては、仲介業者に媒介行為を委託した商品取引員が連帯して民事責任を負うこととする等により万全の措置をとる必要があるものと考えられる。

いずれにしても、悪質な業者が商品先物取引仲介業を営むことにより顧客被害が発生しないよう、制度の運用面においても最大限の配慮が行われる必要があるものと考えられる。

注 現時点で顧客被害を多発させているような悪質業者が、商品先物取引仲介業の登録を受けて、海外商品先物取引の媒介を海外の業者に対して直接行うことがあり得るのではないかと指摘があった。この点、商品先物取引仲介業者は商品取引員の委託を受けて、当該商品取引員への取引の媒介を行うことのみが許されることとなるため、指摘のような事例の発生は制度上禁じられるものと考えられる。

1 - (5) 取引所の兼業規制の緩和等

現在、商品取引所の業務は、商品先物市場の開設・運営に限定されて認められており、例外的に刊行物の発行等の付帯業務が認められているに過ぎない。また、子会社の保有に関する規定も存在しない。

諸外国においては、取引所が市場の開設・運営とともに、市場データの分析・情報提供サービスなどの関連業務を行う事例も見られるが、この結果、取引所の利用者も多様なサービスを受けるとともに、取引所の経営基盤の強化にも貢献している。

世界的に取引所間の競争が激化する中、我が国取引所の経営基盤を強化し、また、利用者の利便性を向上する観点から、我が国においても、商品先物市場の開設・運営に支障がないことが確保されることを前提として、商品先物

市場の運営に関連する業務の兼業を認めることが適当である。

同様に、商品取引所の子会社についても、取引所本体における商品先物市場の開設・運営に支障がないことが確保されることを前提として、関連業務を行うための子会社保有を認める方向で制度を整備することが適当である。

1 - (6) 取引所に対する株主規制の見直し等

現行法においては、取引所の公共的性格を勘案して、株式会社取引所の議決権の5%超の保有は何人に対しても禁じられており、また、取引所の親会社や子会社に関する制度整備は行われていない。

世界的に取引所間の競争が激化する中、我が国商品取引所がその経営を効率化し、また、内外の取引所との提携を可能とする観点から、取引所が海外取引所との提携やグループ経営を行うための法整備を行う必要がある。

このため、取引所の公共性・中立性を確保することを前提に、他の法制的例を参考としつつ、現行の取引所議決権の保有規制を緩和し、また、主要株主に対する規制等を整備することが適当である。

なお、その際、商品取引所間の国境を越えた合従連衡にも適切に対応することができるような制度設計とすることが望ましい。

1 - (7) 金融商品取引所との相互乗り入れ

商品取引所と金融商品取引所の相互乗り入れに関しては、「今後の商品先物市場の在り方について（中間整理）」（当分科会、平成19年12月）等において、所要の制度整備を進めることとされているが、取引所の経営基盤の強化に資する可能性があり、また、当業者以外の流動性供給者（金融機関、ヘッジファンド等）にとっては、一定の利便性も想定されるものとして評価することができる。

このため、取引所の兼業規制の緩和等により、商品取引所に対して、子会社方式、グループ会社方式など多様な形態による相互乗り入れを認めることが適切である。

その際、商品取引所法と金融商品取引法が異なる法目的・規制体系を有していることを踏まえ、相互乗り入れを行う取引所等については、両法の監督が及ぶことが必要であるが、それぞれの法の目的が達成される限りにおいて、監督関係が簡素化されることが望ましい。

また、取引所が相互乗り入れを行う場合、取引清算機関についても相互乗り入れを認めることが取引参加者の利便性向上に資するのではないかとの指摘がある。この点、現行法上は、既に本業（取引清算業務）への支障がないことが確保されている限りにおいて、禁止されていないところである。

清算機関の業務範囲については、相互乗り入れを巡る議論のほか、店頭商品先物取引に関するクリアリング業務を業務範囲に加えることの意義など様々な議論が行われているところであるが、一般論としては、様々なクリアリング機関が多様な業務について相互に切磋琢磨することが、顧客の利便性向上の観点から望ましいものと考えられる。

なお、世界的に商品取引所として強い競争力を有する企業・企業グループが必ずしも相互乗り入れを行っているわけではない。この一因としては、商品取引所が有価証券市場等を併設することが、流動性供給者にとっての利便性向上には寄与できる側面がある一方で、当業者にとっては直ちに利便性が向上するとは限らないこともあり、そのみでは、相乗効果（シナジー）が限定的であることが考えられる。

したがって、金融商品取引所との相互乗り入れは、否定されるべきものではないが、商品取引所の競争力の強化は、相互乗り入れのみによって実現できるものではない。現物取引を踏まえた商品設計の優位性、現物の需給を踏まえた公正な価格形成の確保など事業者にとっての利便性、信頼性の向上を併せて行うことが前提となることに留意する必要がある。

1 - (8) 取引所の品ぞろえの多様化

近年、温室効果ガスの排出量など事業者が直面する価格変動リスクの内容は多様化している。我が国事業者のヘッジニーズが想定されるものについては、幅広く取引所に上場し、ヘッジの場を整備することが、我が国事業者の競争力向上に寄与し、また、取引所自身の競争力の向上にも重要な意義を有するものと考えられる。

この点、現行制度においては、農産品や鉱物などの一次産品のみを取引所に上場できるものとされているところであるが、温室効果ガスの排出量など幅広い商品について、私設市場を禁止すべき必要性、個人が取引に参加する可能性、さらには、諸外国の実状や法制等も踏まえつつ、兼業業務としての上場を含め、取引所が上場できるための制度整備を進めることが適切である。

なお、現行制度の枠内においても、取引所の上場商品の範囲拡充については様々な検討・工夫が可能であると考えられる。

1 - (9) その他取引所に対する諸規制の合理化等

商品取引所間の国際的な競争が激化する中、商品取引所の機動的な意思決定を可能とする必要性が高まっている。かかる観点から、近年、株式会社形態の商品取引所に関する制度整備等が行われてきたところであるが、我が国取引所の競争力が低迷している現状を踏まえ、下記のような一層の取組が必要である。

定款記載事項の取扱い

現行法上、定款記載事項として、上場商品、取引の種類や取引決済の方法等の記載を求めているところであるが、株式会社商品取引所のその経営環境に応じた機動的な意思決定を可能とする観点から、原則として、業務規程記載事項に変更することが適当である。このような変更を行ったとしても、業務規程に対する主務大臣の認可により取引所の公共性は十分に確保することができるものと考えられる。

業務規程に係る軽微な変更

商品先物市場における取引ルールなどを規定する株式会社商品取引所の業務規程については認可対象とされているが、受渡し場所の追加など一定の軽微な変更については、必ずしもそのすべてを主務大臣が認可する必要は乏しいものと考えられる。このため、一定の軽微な事項については、主務大臣の認可を要しないこととすることが適当である。

取引参加者資格・会員資格の法定制度の廃止

取引所の自律的な経営戦略を尊重する観点から、商品取引所法における

取引参加者資格・会員資格を事前に法定する制度を廃止し、事後的に業務規程の認可等で対応することが適当である。

試験上場制度の柔軟化

試験上場制度については、現行商品取引所法上、試験市場においてのみ上場できることとされ、本市場においての試験上場はできないこととされている。取引所による積極的な商品の上場を図る観点から、既存の商品市場においても、上場商品構成物品の範囲変更による試験上場を可能とすることについて、商品取引所法における「市場」概念との整合性を確保しつつ、検討を行うことが適当である。

なお、その他上場制度について、上場手続の簡素化についての必要性を指摘する意見などがあった。これらについては、商品の上場によって、当該商品の生産、流通に大きな影響が生じ得るためヘッジニーズの有無や国の政策との整合性等について審査することが必要である等の考え方もあるため、今後、継続的に検討する必要がある。

1 - (10) 特定顧客に対する一任売買（いわゆる「ラップ口座」の取り扱い）

現行の商品取引所法及び商品ファンド法（「商品投資に係る事業の規制に関する法律」。以下同じ。）上、両法の許可を受けた者であっても、金銭の預託を受けて一任売買¹⁸を行うことはできないが、一般委託者が資産運用のプロにその資金の運用を一任して、運用残高に応じて手数料を支払う、いわゆる「ラップ口座」を商品先物取引についても認めるべきであるとの指摘があった。

他方、現段階においては、一般国民からの「ラップ口座」に対するニーズの状況が明らかになっていないのではないかと指摘や「ラップ口座」に名を借りた不当な一任売買による被害増加に対する懸念を表明する指摘もあった。

これらの状況を踏まえ、本分科会においては、顧客一般に対する「ラップ

18 商品市場における取引等につき、数量、対価の額又は約定価格等についての顧客の指示を受けないでその委託を受けること。

口座」については、今後の検討課題とする。

なお、商品取引所法及び商品ファンド法両法の許可を受けた者が、商品先物取引に係る十分な知識、経験、財産を有する一定の顧客のみから、その資産の運用やヘッジ取引について一任を受けることについては、一定の需要が想定され、また、その弊害は少ないものと考えられるため、利益相反行為の禁止等一定の弊害防止策を前提として認める方向で必要な整備を行うことが適当である。

2. 「透明な」商品先物市場の実現

2 - (1) 店頭商品先物市場の実態把握

3. で詳述するとおり、店頭商品先物取引に関する制度を整備し、一般委託者を相手方として行われる店頭商品先物取引等を業として行う者については、委託者保護等の観点から、国内取引所への仲介業務と同様に、許可制を導入する必要があるものと考えられる。一方、一定の大規模事業者を相手方とする店頭商品先物取引については、原則として、委託者保護の必要性は乏しいものと考えられるため、許可は不要とすることが適当である。

他方、店頭商品先物市場における原資産の種類、取引規模・内容によっては、取引所の価格形成等に対して一定の影響力を持ち得ることは否定できず、主務大臣が適切に市場管理を行うためには、必要に応じて、その実態を把握することができる必要があるものと考えられる。このため、一定の大規模事業者のみを相手方とする店頭商品先物取引を行う業者に対しては、届出を求め、必要最低限の実態把握のための枠組みを整備することが適切である。

2 - (2) 幅広い相場操縦行為等に関する規制の整備

現行の商品取引所法において、不公正な取引方法（注）として規定されている行為類型は、いずれも取引所内において実行行為が完結する行為を対

象としており、現実に行われる多様な行為類型には対応していないとの指摘がある。

注 違反した者は行政処分又は罰則の対象となり得る。

取引形態のグローバル化、ボーダーレス化に伴い、多様な相場操縦行為が登場していることを踏まえ、取引所における価格形成の公正を確保するためには、現物取引を利用した価格操作など幅広い相場操縦行為に対する規定を整備することが適切である。

なお、相場操縦行為について犯則調査権¹⁹を付与し、課徴金²⁰制度を整備する必要があると指摘する意見があるが、以下のような考え方もあり得るため、今後の検討課題とすることが適当である。

犯則調査権については、不公正な取引が疑われる場合、現行法上、主務大臣は商品取引所の会員等に対する調査や処分を行うことができることとされていることとの関係を踏まえる必要があるとの考え方。

注 商品取引所法上の相場操縦行為は結局のところ、取引所の相場に関して、作為を行うものであるため、取引所会員による取引を監視することで相当程度の不公正取引は把握できるとの考え方もある。

課徴金制度については、国民経済に幅広い影響を与える商品に関する相場操縦行為については、原則として刑事罰で対応すべきであるとの考え方。また、課徴金額の算定方法などの制度の枠組みの構築に当たっても、そもそも商品の相場操縦行為に関する近年の裁判例が存在しないと見られる現状においては困難であるとの考え方。

2 - (3) 外国規制当局との情報交換手続等

19 法違反被疑事件のうち、行政庁職員が犯則事件を調査するため必要があるときには、裁判官の発する許可状により、臨検、搜索又は差押えを行う権限。

20 違法行為の抑止等の行政目的を達成するため、行政庁が違反行為者に対して課す金銭的不利益のこと。

現行の商品取引所法においては、外国規制当局から取引情報の提供の要請があった場合に、主務大臣は、我が国の商品取引所の取引参加者等に対して、報告等を命ずることはできない。この結果、相互主義²¹の原則から、我が国も外国規制当局に対して同様の情報の提供を要求することができないことも想定される。

商品先物市場のグローバル化に伴い、国境を越えた相場操縦行為の存在が指摘される中で、外国規制当局と連携して相場操縦行為等の摘発を行う必要が生じている。このため、国際捜査共助法等との関係を整理しつつ、外国規制当局との個別取引情報を始めとする情報収集・交換手続を整備することが適当である。

2 - (4) 取引所から当局への報告事項の拡充

現行の商品取引所法においては、取引所から当局への報告事項として、毎日及び毎月の相場や取引高のほか、一定の大口建玉を有するに至った委託者等について当該委託者等の名称等が対象となっており、これらを遅滞なく報告することとなっている（その後の建玉の取引状況については報告義務の対象ではない）。

主要取引所を有する米国やイギリスにおいては、取引参加者ごとの取引状況を公表する制度は設けられていないが、大口取引情報については日々、取引所から当局に対して詳細に報告されることとなっている。

商品先物市場の透明性を向上させる観点からは、我が国においても大口取引情報について、例えば、一定数量を保有するに至った後の経過等についても取引所から当局への日々の報告対象とするなど、より詳細な報告を求めることが適当である。

21 外国人に権利を与えることについて、その外国人の本国が自国人に同様の権利を与えることを条件とする立場。

2 - (5) 緊急時の市場管理規定の整備

現行の商品取引所法では、主務大臣は、過当数量取引²²又は不当な価格形成が行われ、又はそのおそれがある場合には、取引参加者等に対して、商品先物市場における取引又はその受託を制限することのみができることとされている。諸外国の法制においては、証拠金の引上げや建玉制限の強化といった多様な方策を行い得る例も見られるところである。

近年、商品先物市場における商品価格の変動率が著しく拡大している中で、急激な商品相場の乱高下によって、商品先物市場における取引の違約の発生や実需と著しく乖離した価格形成が行われる可能性が増大している。

このため、相場の異常な過熱時などの緊急時において取引所が自ら適切な市場管理策を行わない又は行えない場合には、主務大臣が、会員に対する取引の制限措置のみではなく、商品取引所や商品取引清算機関に対して、取引証拠金の額の引上げを命ずるなど、より多様な措置を命ずる権限を整備することが適当である。

2 - (6) 取引所による自主規制業務の実施

商品取引所における公正な市場取引を担保し、市場への信頼の確保を図るため、商品取引所は第三者機関として市場取引監視委員会を設置する旨法定されている。

近年、商品先物市場の透明性を確保する必要性が一層拡大していることを踏まえ、現場において自主規制業務を恒常的に行うなどの、商品取引所における不公正取引の排除等を実務に即し効果的に実施する機能の更なる強化が期待される。金融商品取引法においても、同様の考え方に基づく一連の制度整備が行われているところである。

22 市場の規模を勘案して、買占め、売崩しその他の方法により過当な数量の取引が行われること。

このため、商品取引所に対して、不公正取引に対する対応など一定の自主規制業務の実施を義務づけることとし、具体的な方法としては、例えば、主として社外取締役から構成される「自主規制委員会」を株式会社商品取引所の意思決定機関として設けるといった選択肢を用意するなどの制度整備を行うことが適当である。

なお、その際、商品取引所の自主規制業務については、取引の現場において実施されることに意味があること、また、金融商品取引所のように株式の上場審査・上場管理に関する業務などが存在せず業務量が比較的少ないこと等の事情を踏まえると、自主規制業務を外部委託するための制度を用意することは必ずしも必要ではないものと考えられる。

3. 「トラブルのない」商品先物市場の実現

3 - (1) 海外商品先物取引等に対する規制の整備

現行法上の基本的考え方

現行法上、海外商品先物市場における商品先物取引については、海外先物法によって規制されており、規制の対象となる海外商品市場が個別に政令において指定されるとともに、取引類型については、いわゆる「現物先物取引」のみが規制されている。(部分的に特商法(「特定商取引に関する法律」。以下同じ。))その他の法令により規制される。)

また、店頭商品先物取引については、前述のとおり、ごく一部を除けば、法の視野に入っていない。

近年の事情変化

近年、国内先物取引以外の商品先物取引(店頭商品先物取引、海外商品先物取引)に係る苦情・相談が多数寄せられており、中でも、「ロコ・ロンドンまがい取引」など店頭商品先物取引に係るものは急増しており、看過できな

い状況となっている。

一方で、これらの行為を業として行う場合に、参入規制はなく、また、行為規制は商品取引所法によるものと比較すると緩やかである。

今後の対応に関する基本的考え方

上記状況に対応し、海外商品先物取引、一般委託者を相手方とする店頭商品先物取引に対する効果的な行政監督を可能とするため、参入規制（許可制）を導入するとともに、現行商品取引所法並みに行為規制を強化（適合性原則、広告規制、分離保管義務の適用等）することが適切である。

なお、特に、店頭商品先物取引については、取引内容が非定型的である等の事情があることから、一般委託者を相手方とする場合には、トラブル防止のための万全の対応が許可制の運用などの制度運用面においても求められる。

注 参入規制の導入に伴い、海外商品先物取引及び店頭商品先物取引の無許可営業に対しては、商品取引所法による刑事罰が科せられる。加えて、これらの業者が行う取引については、特商法の規制対象となり、取消権等の同法の各種規定の適用があるものと考えられる。

規制対象

具体的な規制対象については、被害事例の後追いとならず、継ぎ目のない規制を実現する観点から、現金決済型商品先物取引、商品指数先物取引、オプション取引を含む海外商品先物取引全般（現行海外先物法では現物先物取引のみが対象）及び店頭商品先物取引全般（原資産を商品とするいわゆる「CFD（差金決済取引）」を含む）とすることが適切である。なお、この場合、海外商品市場政令指定制度はその役割を終えたものと考えられるため、制度を廃止することが適当である。

法形式及び仲介業の在り方

法形式に関しては、ビジネス実態、委託者保護、行政コスト等の観点から、海外先物法を商品取引所法に一本化し、単一の業（「商品先物取引業」（仮称））

が国内、海外、店頭商品先物取引等の受託等を横断的にできるものとする
ことが適当であると考えられる。

その際、業の参入要件は現行商品取引所法と同様のものとなることが想定
されるため、既存の国内商品先物取引の受託等を行う業者が事業を継続する
ため許可の切り替えを行う場合には、新たな負担を求めることは適当ではな
いものと考えられる。

他方、海外商品先物取引や店頭商品先物取引等を行う業者については、申
請に係る業務の範囲に応じた適切な体制が整備される必要があるものと考え
られる。

商品取引所法と海外先物法の一本化に当たって整理

海外先物法を商品取引所法に一本化するに当たっては、次の各事項につい
て両法の枠組みが異なるため、その在り方について整理する必要がある。

海外先物法独自の行為規制の取扱い

海外先物法独自の規定であった「熟慮期間規定²³」については、商品取引
所法への一本化後も、海外商品先物取引に適用される独自の行為規制とし
て存置すべきではないかとの意見があった。

この点、海外商品先物取引を業として実施するためには、新たに参入規
制に加え、適合性原則²⁴などの現行商品取引所法並びの行為規制も適用され
ることとなり、実質的に当該独自の行為規制の意義が強化されることとな
ることを踏まえ、そのままの形で商品取引所法の行為規制に追加する必要
はないものと整理することが適切である。

「成立価格の推定規定²⁵」等他の海先法独自の行為規制についても同様の

23 海先法上、海外商品取引業者は、海外先物契約を締結した日から14日を経過した日以後でなけれ
ば、当該海外先物契約に基づく顧客の売買指示を受けてはならないとする規定。

24 商取法上、商品取引員は、顧客の知識、経験、財産の状況及び受託契約を締結する目的に照らして
不適当と認められる勧誘を行って委託者の保護に欠け、又は欠けることとなるおそれがないように、
商品取引受託業務を営まなければならないとする規定。

25 顧客が海外商品取引業者との間で締結した海外先物契約によりその価格を特定しないで売付けの注
文をした場合における成立価格の推定規定。

整理を行うことが適切である。

営業目的取引の適用除外規定等

海外先物法における営業目的の取引の適用除外規定については、委託者が零細事業者である場合など、営業目的であっても、保護の必要性が個人委託者と変わらない場合があり得ること等を踏まえ、一律の適用除外は行わず、「プロ・アマ規制」等で対応することが適切である。

業の規制対象行為

商品先物取引業の規制範囲について行政監督の実効性を確保するため、取次ぎ²⁶のみではなく、代理、媒介²⁷も業の範囲とすることが適切である。

自主規制業務の取扱い

単一の業が国内、海外、店頭商品先物取引等の受託等を横断的にできるものと整理することが適切であるとするを踏まえ、商品先物取引協会が商品先物取引業の自主規制機関としての業務を行うものとする。

業務停止命令期間の取扱い

商品先物取引業に係る業務停止命令期間の上限は6月とすることが適切である。

3 - (2) 規制の柔構造化（「プロ・アマ規制」の導入）

基本的考え方

商品先物市場のプロ市場化を推進するに当たっては、商品先物取引に関する知識、経験、財産を有すると見られるプロについては、過剰となっている行為規制を緩和し、商品先物市場の利用を円滑化する一方で、アマに

26 自己の名（名義）をもって、他人の計算で法律行為を行うこと。

27 代理とは、本人から代理権を受けた代理人が、第三者との間で法律行為を行い、その法律行為の効果が直接本人と第三者との間で生じるもの。媒介とは、契約当事者となるべき者同士を引き合わせて契約を締結させること（いわゆる「仲立ち」）。

については、十全な委託者保護を行うことにより、規制の柔構造化を行うことが望ましい。

なお、金融商品取引法において「プロ・アマ規制」が既に導入されているため、同法との関係を整理する必要がある。

この点、商品先物市場を資産運用という観点から考察すれば、金融商品取引法と異なる規制とするべき理由は乏しい。また、手続面については、金融機関など商品先物取引と金融取引の双方を行う業者の利便性を考慮することが望ましい。

したがって、金融商品取引法の「プロ・アマ規制」の制度設計（区分、免除される行為規制の内容、移行手続等）と可能な限りにおいて、共通した設計とすることが適切である。ただし、商品取引所法独自の概念である「当業者」については、通常、資産運用のために取引を行う者ではないことから、別途の考慮を行う必要がある。

プロ・アマの区分について

金融商品取引法においては、一般投資家（アマ）に移行できないプロ（特定投資家）、アマに移行できるプロ、プロに移行できるアマ、プロに移行できないアマの4区分が行われているが、商品取引所法に「プロ・アマ規制」を導入するに当たっても、原則として、同様の区分を採用することが適切である。

ただし、金融商品取引法には存在しない概念である「当業者」については、当該商品に関する需給状況や値動きなどのリスク特性（商品先物取引に伴うリスクの相当部分であると考えられる）について事業を通じて把握しているものと考えられることを踏まえ、一定規模以上の当業者はプロとして取り扱うことが適当である。

プロ・アマ間の移行制度について

金融商品取引法と同様に、プロは簡易な手続でアマに移行できることとする。また、プロに移行することを希望するアマは、その旨の意思表示に加えて、その知識、経験、財産の状況について商品取引員の確認を受ける

などの手続を行った上で、プロに移行できることとすることが適当である。

「プロ」に対して緩和すべき規制の内容

金融商品取引法と同様に、業者と顧客との情報の非対称性を緩和するための行為規制（例えば、説明義務）に関しては、プロに対しては適用する必要性が乏しいものと考えられるため適用を免除することとし、目的が情報の非対称性の緩和ではない行為規制（例えば、分離保管）については、適用を免除しないこととすることが適切である。

3 - (3) 「不招請勧誘の禁止」規定の導入

本分科会においては、国内商品先物取引を含めた商品先物取引全般について不招請勧誘²⁸を禁止することが必要であるとする意見があった。

一方で、他の委員から、被害が急増しているのはいわゆる「ロコ・ロンドンまがい取引」であり、国内商品先物取引に係る苦情件数は著しく減少していることを踏まえるべきであるとの意見や取引の非定型性や商品設計の複雑性、レバレッジの大きさなど取引自体に内在する潜在的な危険性にも着目した制度設計を行う必要があるとの意見があった。

これらの意見を踏まえれば、商品先物取引のうち、特に危険性が高く、被害も実際に多数発生しているような取引類型については、不招請勧誘行為自体を禁止することには一定の合理性が認められる。このため、商品取引所法において、そうした合理性が認められる取引類型を政令で指定し、不招請勧誘を禁止することが適当である。

具体的には、レバレッジや取引の複雑さなどの商品性及び現に発生しているトラブル実態を勘案して、一般委託者を相手方とする店頭商品先物取

28 契約締結の勧誘の要請をしていない顧客に対し、訪問し又は電話をかけて、契約締結の勧誘をする行為。

引を政令において指定することが適切である。

なお、海外商品先物取引については、今後のトラブル実態の推移を注視し、トラブルの状況が改善していかない場合には指定を検討する必要がある。

また、国内商品先物取引については、近年、苦情・相談件数自体は大きく減少していることから、その推移を見守ることが適切である。

3 - (4) 委託者保護基金制度の強化

現行法上、委託者保護基金は会員（商品取引員）に対して法令に基づく強制的な調査を行う権限がないため、商品取引員が分離保管すべき金銭を適正に預託しているか否かといった調査において実効性を確保できず、結果として、委託者保護業務を適切に行うことが困難になる可能性がある。

一方、商品取引員の経営状況が近年悪化していることを踏まえると、本来、分離保管財産で担保されるべき委託者資産の支払いに関して補償対象債権の支払（いわゆる「ペイオフ」）が行われることにより、基金が不当に毀損されるおそれが生じている。

このため、委託者保護基金が商品取引員の財産状況を適切に把握することを可能とする規定等を整備することにより、基金が委託者保護業務を適切に行い得る体制を整備することが適当である。

なお、法の対象が海外商品先物取引及び店頭商品先物取引に拡大することに伴い、補償対象債権の支払の対象についても整理を行う必要がある。

この点、本制度の目的が国内商品先物市場に対する信頼の保護にあることや海外商品先物取引等を対象とすることは基金に過大な負担を課すこととなり、結果として、基金自体の毀損にもつながりかねないことを考慮する必要がある。このため、補償対象債権の支払の対象は、国内商品先物取引のうち商品取引員の国内営業所に係る顧客のみとし、海外商品先物・店頭商品先物取引に係る顧客や外国営業所に係る顧客については補償対象債権の支払の対象から除外することが適切である。

3 - (5) 利用者トラブルへの対応体制の強化

現行法上、商品先物取引協会等は、自主規制業務の一環として、利用者（委託者）トラブルの紛争解決業務を行っているところである。中でも、自主規制団体（商品先物取引協会）として認可を受けた日本商品先物取引協会が行うあっせん・調停²⁹業務は、利用者トラブルの解決手段として中核的な役割を果たしている。同協会は、商品取引員（協会員）に対して、自らの行う調停については、原則として、応諾義務を課しているところである。

商品先物取引に対する信頼性を向上させる観点からは、あっせん・調停業務の一層の機能強化によって、利用者が簡易・迅速な紛争解決を行い得ることが必要である。

このためには、ADR³⁰促進法の認証事業者による客観性が高く、また、法的効果も強いあっせん・調停を商品先物取引の分野においても実現することが有効であると考えられる。例えば、商品先物取引協会が同法の認証事業者としてあっせん・調停を行ったり、又は他の認証事業者の行うあっせん・調停に対して商品先物取引業者が必要な情報提供を行ったり、又は手続に参加するなどの協力を行うなど多様な措置を講じることが考えられる。行政及び自主規制団体は実際に機能する対応策を検討する必要がある。

なお、その際、消費者が簡易迅速な救済を受け得る環境を整備する観点からは、商品先物取引協会や同協会以外のADR機関など多様なADR機関がその個性を活かしつつ複線的にADRを行い、相互に切磋琢磨し、委託者保護の実を上げることが適当であると考えられる。

29 種々の紛議について第三者が当事者間を仲介（あっせん、調停）し、その紛争の解決を図ること。

30 Alternative Dispute Resolutionの略。裁判外紛争解決手続の 利用の促進に関する法律（ADR促進法）は、民間事業者が行うあっせん・調停などの和解を仲介する業務を対象として、それが法律で定めた基準・要件に適合しているものに法務大臣が認証する制度を設けている。

4. 関係者に求められる役割

当分科会としては、今後、我が国の商品先物市場がその本来的な機能を十全に発揮し、我が国の産業競争力強化に資する観点から、我が国の当局を始めとする関係者には次のような取組を期待したい。

まず、商品取引員に対しては、一般の事業者等にとっては、商品取引員の仲介を受けず、商品先物市場を利用することは通常は極めて困難であることに改めて注意喚起したい。商品先物市場がその本来的機能を果たすためには、商品取引員が商品先物市場の利用者のニーズをくみ上げ、適切に対応できることが不可欠である。商品先物市場を「プロ市場」として発展させていく観点から、商品取引員がその専門性を磨き上げ、我が国事業者のヘッジニーズや資産運用等に付加価値の高い貢献を行うことを強く期待したい。

次に自主規制団体に対しては、商品取引員の自主規制団体として実務に即した独自の自主規制規則を作成・運用し、また、いわゆる「裁判外紛争処理制度（ADR）」としてのあっせん・調停制度を含む苦情・紛争の解決にも取り組んでいる。

他方、商品取引員に対する自主規制団体としての独自の処分や利用者からの苦情・相談体制（ADRを含む）の在り方については、商品取引員の実務に即した高い専門性などの特質に着目して、さらなる強化を求める指摘・期待も多く存在することを踏まえ、今後、一層の取組の強化を期待したい。

取引所については、我が国の4取引所のいずれについても、個人委託者が減少する一方、プロ市場にふさわしい事業者や金融機関等の取引への参加は進んでいない。取引所は、多様な事業者や投資家のニーズを満たし、これに応えられる流動性の確保のために、利用者の利便性を向上させることが求められており、これに適う上場商品の品ぞろえが必要である。

一部の取引所は、組織の在り方や取引ルール等の面で、一定の改革を行いつつあるところであるが、現時点ではその成果は明らかになっていない。本分科会報告書内容が制度化された場合には、取引所の競争力強化に資するものと考えられるため、商品先物市場のプロ市場化に向けて、今後一層の取組を期待したい。

清算機関に対しては、取引参加者が安心して商品先物取引を行うことのできる商品先物市場の信頼性を支える機関として、平成20年4月に取りまとめられた「ク

リアリング機能の強化に関する研究会」報告書を踏まえつつ、一層の機能強化を実現するための取組を期待したい。

同様に、委託者保護基金に対しては、国内取引所における商品先物取引に対する信頼を保護する重要な機能を担っていることから、本報告書における制度改革の提言を踏まえた着実な業務運営を期待したい。

最後に、当局に対しては、本報告書に記載した各事項について、速やかな制度化に取り組むことを期待したい。

また、制度化に向けた努力以外に、「使いやすい」「透明な」「トラブルのない」商品先物市場を実現するため、当業者を始めとする関係者への普及啓発や関連諸制度の改善に一層努力すること、また、引き続き厳格な法執行に努めることを期待したい。

その過程では、商品先物市場の資産運用面での規制の在り方や市場の透明性の確保など、金融行政との密接な連携が必要となり得ることにも留意する必要がある。

上記の関係者のほか、我が国の事業者については、商品先物市場を積極的に活用する例が、必ずしも多くはないことは否定できない。商品先物市場のイメージの悪さを指摘する声もあり、関係者すべての反省が求められるところであるが、我が国の産業競争力強化の観点からも、事業者が商品先物取引についての理解を深め、これを積極的に活用することを期待したい。

終わりに

本報告書は、内外の環境変化に対応した商品市場に係る制度の在り方について、「使いやすい」、「透明な」、「トラブルのない」商品先物市場の構築という3つの柱の下に論点を整理し、現段階で特に重要な改革すべき制度的課題を中心に取りまとめたものである。

今後、これらの制度改革の実効性を高め、商品先物市場の機能を十分に発揮させるためには、関係者それぞれにおける積極的かつスピード感を持った取組が不可欠である。

本編にもあるように、国内商品先物市場が機能しなくなった場合、為替、時差、言語、司法管轄、現物の受渡しの利便性、国内事業者に対応した商品設計の確保といった面で事業者の利便性が大きく減ずる懸念がある上、国内需給を国際的な商品価格に反映することができない状況に陥りかねない。また、当然のことながら、それに伴って商品価格決定に必要なとなる多くの情報、人材も我が国に集積しなくなることもつながる。これらの意味においても、我が国経済規模にふさわしい競争力のある商品先物市場が不可欠であると言える。

本制度改革や関係者の取組を通じ、我が国商品先物市場が、我が国からの価格発信能力を高め、事業者にとって必要とされ、安心して参加できる市場へと健全に発展することが強く期待され、我が国経済全体の活性化、成長に貢献することが望まれる。真の意味での産業のインフラとしての商品先物市場へと変革できるか否かが試されている。

商品先物市場を巡る環境は、今後とも大きく、かつ速い速度で変化し続けることが予想される。そのためにも、本制度の在り方については、引き続き不断の見直しを行っていくことが重要である。

産業構造審議会商品取引所分科会委員名簿

平成21年2月

分科会長	おさき やすひろ 尾崎 安央	早稲田大学大学院法務研究科教授
委員	あらい ふみお 荒井 史男	日本商品先物取引協会会長
委員	いけお かずひと 池尾 和人	慶應義塾大学経済学部教授
委員	うえむら たつお 上村 達男	早稲田大学法学学術院長
委員	おおこうち みほ 大河内 美保	主婦連合会副会長
委員	かとう まさかず 加藤 雅一	日本商品先物振興協会会長
委員	くの よしお 久野 喜夫	FIAジャパン理事
委員	さとう ひろのり 佐藤 広宣	株式会社カーギルジャパン穀物油脂本部穀物グループ統括部長
委員	たかい ひろゆき 高井 裕之	住友商事株式会社理事 金融事業本部本部長
委員	たたら じつお 多々良 實夫	日本商品委託者保護基金理事長
委員	つや ひろたか 津谷 裕貴	日本弁護士連合会消費者問題対策委員会委員
委員	なかじま のりお 中島 敬雄	株式会社みずほコーポレート銀行常務執行役員
委員	なんがく まさあき 南學 政明	株式会社東京工業品取引所取締役代表執行役社長
委員	ひらい しげお 平井 茂雄	新日本石油株式会社常務取締役
委員	ふくだ まこと 福田 眞	モルガン・スタンレー証券株式会社会長
委員	やもり のぶよし 家森 信善	名古屋大学大学院経済学研究科教授
委員	ゆいね たえこ 唯根 妙子	社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会常任理事
委員	わたなべ よしあき 渡辺 好明	東京穀物商品取引所理事長

(50音順、敬称略)

産業構造審議会商品取引所分科会開催状況

- 第1回 平成20年3月27日(木) 9:30~11:30
・産業構造審議会商品取引所分科会に対する諮問
・商品先物取引の現状と最近の動向
・海外商品先物取引等小委員会(仮称)の設置
- 第2回 平成20年7月25日(金) 10:00~12:00
・今後の検討事項について
- 第3回 平成20年9月12日(金) 15:30~17:30
・検討事項の再確認
・海外商品先物取引の規制のあり方等について
- 第4回 平成20年10月2日(木) 9:30~11:30
・プロ市場化の推進及び委託者トラブルの解消について
- 第5回 平成20年10月15日(水) 16:00~18:00
・プロ市場化の推進及び委託者トラブルの解消について
- 第6回 平成20年10月29日(水) 16:00~18:00
・透明かつ公正な商品価格形成の推進等について
- 第7回 平成20年11月12日(水) 10:00~12:00
・商品市場の利便性の向上について
- 第8回 平成20年11月27日(木) 10:00~12:00
・「中小企業者等から見た商品先物取引について」
(全国石油商業組合連合会 河本博隆副会長・専務理事)
・とりまとめについて
- 第9回 平成20年12月11日(木) 10:00~12:00
・「産業構造審議会商品取引所分科会報告書(案)」について
- 第10回 平成20年12月18日(木) 16:00~18:00
・「産業構造審議会商品取引所分科会報告書(案)」について